

○(旧)医療型経過的児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する医療型児童発達支援センターの場合	利用者の数が利用定員を超える場合	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	支援プログラム未公表減算 注 令和7年4月1日から適用	身体拘束廃止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算
医療型児童発達支援センターで行う場合	イ 肢体不自由児の場合	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで×70/100 3月以上連続して減算の場合×50/100	4時間未満×70/100 4時間以上6時間未満×85/100	×85/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100
	ロ 重症心身障害児の場合									
指定発達支援医療機関で行う場合	ハ 肢体不自由児の場合									
	ニ 重症心身障害児の場合									
家族支援加算(Ⅰ) イ 自宅を訪問(所要時間1時間以上) (1回につき300単位を加算) ロ 自宅を訪問(所要時間1時間未満) (1回につき200単位を加算) ハ 事業所等で対面 (1回につき100単位を加算) ニ オンライン (1回につき80単位を加算)		注 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を限度								
家族支援加算(Ⅱ) イ 事業所等で対面 (1回につき80単位を加算) ロ オンライン (1回につき60単位を加算)										
子育てサポート加算(月4回を限度) (1回につき80単位を加算)										
食事提供加算 イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき30単位を加算) ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき40単位を加算)										
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)										
福祉専門職員配置等加算 イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)										
欠席時対応加算(月4回を限度) ※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が90%未満の場合は月8回を限度 (1回につき94単位を加算)										
専門的支援実施加算(原則月4回を限度) (1回につき150単位を加算)										
集中的支援加算(月4回を限度) (1回につき1000単位を加算)										
個別サポート加算(Ⅰ) (1日につき120単位を加算)										
個別サポート加算(Ⅱ) (1日につき150単位を加算)										
入浴支援加算(月8回を限度) (1日につき55単位を加算)										
送迎加算 イ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 (片道につき40単位を加算) ロ 医療的ケアスコアが16点以上の場合 (片道につき80単位を加算)		注 同一敷地内の場合 ×70/100								
保育職員加配加算 (1日につき50単位を加算)		注 一定の条件を満たす場合 +22単位								
延長支援加算 イ 肢体不自由児の場合 (1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算) ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 (1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)										
関係機関連携加算 イ 関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回を限度) (1回につき250単位を加算) ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回を限度) (1回につき200単位を加算) ハ 関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回を限度) (1回につき150単位を加算) ニ 関係機関連携加算(Ⅳ)(月1回を限度) (1回につき200単位を加算)										
事業所間連携加算 イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回を限度) (1回につき500単位を加算) ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)										
保育・教育等移行支援加算 入所中2回、退所後2回(居宅と保育所等への訪問を1回ずつ)を限度 (1回につき500単位を加算)										

福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×176/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能	
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×173/1,000)		
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×163/1,000)		
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十所定単位×129/1,000)		
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		(1月につき 十所定単位×156/1,000)
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		(1月につき 十所定単位×142/1,000)
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		(1月につき 十所定単位×153/1,000)
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		(1月につき 十所定単位×139/1,000)
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		(1月につき 十所定単位×122/1,000)
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		(1月につき 十所定単位×119/1,000)
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		(1月につき 十所定単位×101/1,000)
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		(1月につき 十所定単位×143/1,000)
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		(1月につき 十所定単位×98/1,000)
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		(1月につき 十所定単位×81/1,000)
		(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		(1月につき 十所定単位×109/1,000)
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		(1月につき 十所定単位×78/1,000)		
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		(1月につき 十所定単位×88/1,000)		
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		(1月につき 十所定単位×68/1,000)		

福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×126/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×92/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×51/1,000)	

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×13/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×10/1,000)	

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき 十所定単位×20/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
---------------------	------------------------	---